

刑 総 第 56 号
教 第 43 号
学 第 56 号
平成 26 年 1 月 21 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

基礎的捜査書類作成能力検定要綱の制定について（通達）

基礎的捜査書類作成能力検定については、「基礎的捜査書類作成能力検定要綱の制定について」（平成 4 年 8 月 28 日付け捜一発第 807 号ほか、以下「旧要綱」という。）に基づき実施・運用してきたところであるが、この度、業務の合理化の観点から、「基礎的捜査書類作成能力検定要綱」を別添のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から実施することとしたので誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧要綱は廃止する。

別添

基礎的捜査書類作成能力検定要綱

1 目的

この要綱は、岐阜県警察学校の初任補修科に入校した警察官等を対象とした基礎的捜査書類作成能力についての検定（以下「検定」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 基礎的捜査書類の意義

この要綱において、基礎的捜査書類とは、日常取り扱う可能性が高い窃盗、詐欺、暴行、傷害等の事件に係る「被害届」及び「現行犯人逮捕手続書（甲）、同（乙）及び緊急逮捕手続書」並びに侵入窃盗事件の「実況見分調書」をいう（それぞれ簡易書式例を含む。）。

3 検定の受検対象

検定の受検対象者は、岐阜県警察学校の初任補修科に入校中の警察官とする。ただし、他の警察官についても、受検対象者とすることができる。

4 検定の科目

検定の科目は、「基礎的捜査書類の作成に必要な知識」及び「基礎的捜査書類の作成」（逮捕手続書の作成については、現行犯人逮捕手続書（甲）、同（乙）又は緊急逮捕手続書のうちの1種類）とする。

5 検定の実施方法

検定は、「基礎的捜査書類の作成に必要な知識」については、択一式等の方法により、「基礎的捜査書類の作成」については、受検者に捜査書類を作成させることにより行うものとする。

6 検定の合格基準

検定は、次のいずれにも該当する者を合格させることとし、具体的な合格基準は、刑事部長が定めるものとする。

(1) 基礎的捜査書類の作成に必要な知識

各基礎的捜査書類の意義、作成に際しての一般的な留意事項、被害届出入等に対する教示等、実務における個々の事案に対応し得る実戦的な知識を有していること。

(2) 基礎的捜査書類の作成

手直しの必要や重大な部分の欠略がない書類又は若干の手直しを加えればそのまま送致書類とすることができる書類を作成する能力を有していること。

7 合格者の決定

合格者の決定は、刑事部長が行うものとする。

8 合格者の管理

刑事総務課において、本検定の合格者名簿を備え付け、専務任用時の参考資料とするなど、合格者の管理に当たるものとする。

9 不合格者に対する措置

検定の不合格者については、初任補修科入校中に学校教官等による再教育を実施して再受検させ、又は不合格者の所属へ連絡するなどして継続指導を実施し、次回の捜査書類検定を再受検させる措置を執り、その者の捜査実務能力の向上を図るものとする。

10 その他の留意事項

基礎的捜査書類の作成にあたっては、本要綱 2 で定義する基礎的捜査書類に加え、任意提出書、領置調書等の簡易な捜査書類の作成を検定項目に適宜加えることとする。

附 則（平成 26 年 1 月 21 日付け刑総第 56 号ほか）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「基礎的捜査書類作成能力検定要綱の制定について」（平成 4 年 8 月 28 日付け捜一発第 807 号ほか）は、廃止する。